資料３

利用定員の設定について（諸富北幼稚園）

佐賀市こども未来部
保育幼稚園課

1　佐賀市子ども・子育て会議の概要と意見聴取の目的
2　認定こども園について
3　利用定員の設定に係る注意点
4　諸富北幼稚園の利用定員の設定について

1

1

1　佐賀市子ども・子育て会議の概要と意見聴取の目的

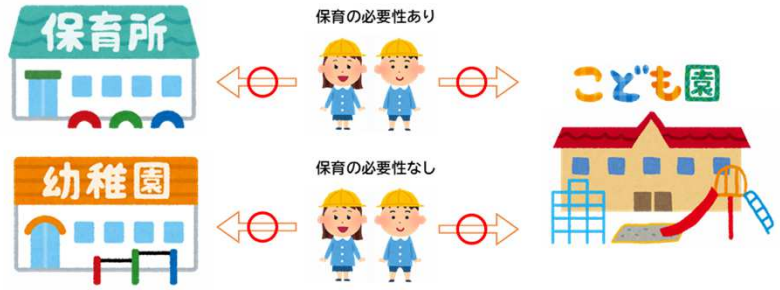
会議の役割	◎「特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）」、「特定地域型保育事業（０～２歳を対象とする小規模保育事業など）」の利用定員の設定の際に意見を徴取する。※新規設定のみ。定員の変更は意見聴取不要。 ◎子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更の際に意見を述べる。 ◎子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。
委員	委員定数　１５人以内 在任期間　２年
根拠法令	子ども・子育て支援法第７２条 佐賀市子ども・子育て会議条例

2

2

2-1 認定こども園について（施設の種類について）

		認定区分	利用できる年齢	標準保育時間
幼稚園		1号（3～5歳） 保育の必要性問わない	満3歳～小学校就学前	4時間／日
認定こども園	幼稚園機能			
	保育所機能	2号（3～5歳） 3号（0～2歳） 保育の必要性あり	0歳～小学校就学前	11時間／日
認可保育所				



3

3

2-2 認定こども園について（認定こども園３類型の主な違い）

	法的性質	職員の要件
幼保連携型	学校 かつ 児童福祉施設	保育教諭 （幼稚園教諭と保育士資格の両方が必要）
保育所型	児童福祉施設 （保育所＋幼稚園機能）	［満３歳未満に従事する場合］ 保育資格が必要 ［満３歳以上に従事する場合］ 幼稚園教諭と保育士資格の併有が望ましいが、いずれかでも可
幼稚園型	学校 （幼稚園＋保育所機能）	

4

4

3　利用定員の設定に係る注意点

（１）利用定員の区分は４種類（ ①１号、②２号、③３号１・２歳、④３号０歳 ）

（２）・１号は、３歳の年度当初だけでなく、満３歳の年度途中からでも利用可能

・４月１日は２歳でも、年度途中で誕生日を迎え満３歳になれば、年度途中から１号認定児童として幼稚園又は認定こども園の幼稚園機能部分に入園可能（実質的には２歳児クラス）

（３）在園児童は、基本的に同じ園の上のクラスに進級するため、定員は基本的に年齢が上がるにつれて多く設定するか、又は同数で設定

幼稚園機能			保育所機能		
区分	年齢	定員数	定員数	年齢	区分
１号	５歳	１５人	１５人	５歳	２号
	４歳	１５人	１５人	４歳	
	３歳	１５人	１５人	３歳	
	２歳（満３歳）	６人	６人	２歳	３号（1・２歳）
			６人	１歳	
			３人	０歳	３号（０歳）

年齢が上がるにつれて
定員数は増やす、又は同数

5

5

4　諸富北幼稚園の利用定員の設定について

	移行前	移行後
施設名	諸富北幼稚園	そらむすびこども園
施設種類	認定こども園（幼稚園型）	認定こども園（幼保連携型）
適用開始	令和８年４月１日	

【利用定員】

	１号	２号	３号（1･2歳）	３号（０歳）	合計
現状	130	50	37	3	220
移行後	41	89	39	6	175
増減	▲ 89	39	2	3	▲ 45

6

6